申請日	令和	年	月	日

中古住宅適合証明申請書

(フラット35・財形住宅融資) (第一面)

1. 独立行政法人住宅金融支援機構の定める基準、手続及び下記の申請者確認事項を了承し、下記の個人情報の取扱いについて同意の上で、次のとおり物件検査及び適合証明を申請します。

なお、売主名その他第三者に関する情報については、偽りその他不正な手段によることなく適正に取得し、かつ、本人の同意を得た上で、提供します。

2. 次表の代理者欄に記載された者にこの申請手続を委任します(代理者欄が記載された場合に限ります。)。

	衣の10座41 ・査機関名	㈱ (〜 市□車					-場合で以びまり。) o		
	士事務所名		グリーン	投計二級建築士事	務所	御中				
申請者		又信	名 t 称							
		〒(_) 住所:						
		TEL	() - () - ()	FAX () - () - ()	担当者名: (事業者の場合)
代理者		又信	名 t 称 							
(申請者以場合に	【外が手続する 【限り記入】	〒(_) 住所:					ı	
		TEL) - ()	FAX () - () - ()	担当者名: (事業者の場合)
-	数料 求先	口申口代		他	-)	所属/担	1当者名:		連絡先:
建物の	地名地番									
所在地										
て(1)機住 計(2) で な 申 検 年(3) 年(4) 日本(4) 日本(4	機構のフラット38 でのよう。 は 性情のフラット38 での 中語 でいた	次の要係 5又は財活表 で対 で が で で 水 が で で 水 で で 水 で で 水 で で 水 で で 水 で で 水 計 と で い ま で い ま で い ま で い ま で か い で 水 が い ま で か ま で い ま で か い さ で か い か い か い か い か い か い か い か い か い か	中に該当する必要が。 形住宅融資ごとに適 この時期、購入価額、 適合証明は、がない。 主宅の明確が、建築」 ししています。 異なる場合は、現地調 勿対期限は、一戸建てい が要件に不適せてい で等が生じた場合で、 維持保全型を利用す。	あることについて承知用される技術的基準 人の居住等について り定める物件検査 こと及び住宅の性 基準法への適合を 引査日までに居住者であることを対明明した 等の場合りであることを対 りかっても、補修等をお っても、補修等を持 であ場合は、金融機関	ルーズがり、こいに適合している。 方法を保証で 方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で 一方法を保証で のするという。 によれているとを はいるいっとと もいるのも しいるのも しいるのも にいるのも しいるのも しいるのも にいる にいるのも にいるのも にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる にいる	れらの要件についること。 を記した範囲はないこと。 を認した範囲はないではなっかではないこと まった。 ではないこと に、それ以降のがある。 ではないこと に、これに関連が定められて にないことにないこと。 に、これにはいこれには、 にはないことにはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことには、 にはないことにはないことには、 にはないことにはないことには、 にはないことにはないことには、 にはないことにはないことには、 にはないことにはないことには、 にはないことにはないことには、 にはないことにはないとにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないとにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないとにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないとにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないことにはないとにはないとにはないとにはないとにはないとにはないとにはないとにはない	いてフラット35のご において、融資 名 いことを承知して とを承知していま 査が行われず、それ 場合は現地調査日 ついて当該住宅の で、当該に	案内等により確認して 条件である技術基準 ています。 です。また、建築基準 れまでの検査費用につから5年間(適合証明 所有者の同意を得てい	************************************	適合の可否を判断するために行うもの 不適合な場合等は融資の対象となら 情算することがあることを承知しています。 において竣工から5年以内の場合)又は3 行う必要があることを承知していま
1 個検及 (1) (1) (2) (2) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (7) (8) (8) (9) (9) (9) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1	機関見び強制 (機関) で (る業事の ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	、要な範囲で利用いた 行い、機構のフラット する業務 の申請に際して取得 合証明業務の実施の ます。) 法は事等に基づく権利 お取引を適切かつ円 供	とします。 35又は財形住宅融 た個人情報は、次のため(同一建築物内の行使や義務の履行滑に履行するため (平成15年法律第57	資に適用され の目的で利用 Nの他の住宅 Fのため 号)第27条第	れる技術的基準 用します。 Eについて適合記 第1項各号に掲り	こ適合することを証り E明業務を実施する ずる場合を除き、お名	明する業務(以下「適 場合において、個人付 なまから提供を受け 必要な範囲内で個人	合証明	で。)から提供を受けた個人情報を次の業業務」といいます。) うち当該建築物全体に関する検査の結果 情報を第三者に提供することはありませ 機構等に提供することがあります。 提供する個人情報
機構		pet,			•適合証明	業務の適切かつ		に必要な情報の収集 に必要な情報の収集	等	中古住宅適合証明申請書に記載された

ル。たたし、個人情報が休暖に関する伝力に基づくわ合きより同息を	付に上て、込みにかりこわり利用自助の建成に必安は配置的に個人情報を	1枚件ずに1を伏りつことがのりより。	
個人情報の提供先	提供先の利用目的	提供する個人情報	
機構	・機構が行う融資、フラット35(中古住宅)に関する債権の譲受け又は保 険・保証の対象となる住宅等の審査及びその他の事務	中古住宅適合証明申請書に記載された お客さまの属性等(氏名、住所、電話番 号等)申請に関する住宅情報(所在 地、構造、面積、仕様、検査の結果等)	
申請住宅について機構のフラット35(中古住宅)の融資の申込みを 行う金融機関	・フラット35(中古住宅)に関する債権の譲渡又は保険・保証に関する事務		
機構と協定を締結し、適合証明業務を行う建築士事務所及び建築士 の登録を実施する機関(注) (建築士事務所に物件検査及び適合証明を依頼した場合に限ります。)	・適合証明業務の適切かつ円滑な実施のために必要な情報の徴収等		
(注)登録を実施する機関とは、(一社)日本建築士事務所協会通	車合会及び(公社)日本建築士会連合会をいいます。		

※検査機関等受付欄	※検査者等名	※決裁者名	※整理簿等記録照合欄	署 ※判定欄				
				(証明年月日及び番号) 令和 4 月 1 日				
				第				
	※備考欄							